

「さがみはら教育大綱」の策定について

平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、地方公共団体の長が「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することとなりました。

この改正を受け、市長と教育委員会が一層連携してさがみはら教育の推進を図るため、別紙のとおり「さがみはら教育大綱」を策定しましたので、お知らせします。

1 策定日

平成 27 年 9 月 1 日

2 対象期間

策定日から平成 30 年度まで

3 策定の経過

- ・平成 27 年 6 月 18 日 第 1 回相模原市総合教育会議において、「大綱の骨子」について協議
- ・平成 27 年 8 月 27 日 第 2 回相模原市総合教育会議において、案について協議

問合せ先 教育総務室
直通電話 042 - 769 - 8280
担当 鈴木・杉山

さがみはら教育大綱

相模原市長 加山 俊夫

我が国においては、情報化、国際化、少子高齢化の急速な進展など、社会情勢が目まぐるしく変わり続けており、全ての市民がこのような変化に対応できる力を身に付けることが必要です。

また、一人ひとりの価値観や背景がますます多様で複雑なものとなっている中、市民がお互いの個性や違いを認め合い、思いやり、助け合う心を持つことが大切であり、相模原市教育振興計画に掲げられた、人が等しく尊い存在であるという「人が財産（たから）」の理念は、ますます重要となっています。

この「さがみはら教育大綱」は、相模原市が未来への夢と希望を持っていきいきと暮らすことができる活力あるまちになるよう、本市の教育の総合的な方針として策定したものです。

基本的な姿勢

本市の教育を進めるにあたっては、今後も教育委員会と連携して、相模原市教育振興計画に掲げた学校教育や生涯学習に関する施策を着実に推進するとともに、様々な教育課題や社会情勢に、迅速かつ的確に対応してまいります。

重点的な取組

活力あるまちの実現のためには、本市の未来を担う子どもたちが健全に育ち、大人がいきいきと暮らすことができる環境が特に大切であると考えます。

家庭や地域の皆さまと連携しながら、また行政においても教育・福祉等の連携を進めながら、以下の取組を、重点的に進めてまいります。

子どもたちが、安全で安心して成長できる環境をつくります。

子どもたちが健全に成長するためには、安全と安心が守られていることが大前提です。地域社会全体で子どもたちを守り育てる取組を進めてまいります。

子どもたちが、お互いを尊重し、思いやる心を育みます。

大人たちが子ども一人ひとりの心を理解し、しっかりと寄り添うことにより、子どもたちが自分自身を認められるようになるとともに、お互いを尊重し、思いやる心を育むことができます。子どもたちを取り巻く大人が一体となって、一人ひとりの心にしっかりと寄り添う体制づくりを進めてまいります。

大人がいきいきと生活できるよう、支援します。

大人がいきいきと生活していなければ、子どもたちが将来への夢と希望を持って成長することはできません。生涯にわたる学びや自立した生活を支援することで、大人がいきいきと生活できるよう、取り組んでまいります。

対象期間

この大綱の対象期間は、平成27年9月1日から平成31年3月31日までとします。